

令和8度神奈川県小規模事業者デジタル化支援推進事業費補助金（申請編）  
【よくある問い合わせ】

申請時によくある問い合わせ

No.	問	回答
1	公募要領はどこで入手できるか	県ホームページからダウンロードできます。 また、各地域の県政総合センターでは、印刷したものを配架しています。
2	どのような補助金か	人手不足の解消や業務効率化に資するシステム導入等にかかる経費について補助します。顧客管理システムを導入し、営業業務を効率化する事業などが対象となります。詳細については、公募要領をご覧ください。
3	デジタル技術の活用とはどのようなことか	各種システムやクラウドサービス等のITサービスを活用することを指します。
4	人手不足の解消に資するとはどのようなことか	これまで3人必要だった作業が2人でできるようになることや、丸1日かかっていた作業が、半日で完了するようになる、デジタル化により工数（時間）が削減されるなど、これまでと比べ人手がかからなくなることを指します。
5	事業実施期間とは何か	交付決定日から令和9年1月31日までの間です。この期間内に補助事業を実施（発注、契約、納品、支払い）する必要があります。事業実施期間の前や後に契約、発注、支払いした経費は対象外となります。
6	企業経営の未病CHECKシートとは何か	「企業経営の未病CHECKシート」にチェックしていただくことで、企業経営の現状を把握し早期にリスクに気づき対応していただく取組のことです。
7	企業経営の未病CHECKシートはどこで入手できるのか	県ホームページからダウンロードできるほか、県内各商工会・商工会議所でも配布しています。 未病CHECKシート： <a href="https://www.pref.kanagawa.jp/docs/jf2/mibyo/documents/checksheet.html">https://www.pref.kanagawa.jp/docs/jf2/mibyo/documents/checksheet.html</a>
8	事前相談にはどのような準備があるか	相談シート（様式1-5）の内容について、事前にご検討いただくと、相談がスムーズに行えます。
9	個別に相談したい場合はどうすればよいか	公募要領の24ページに掲載の各機関、又は補助制度ホームページに記載の相談機関に直接お問い合わせください。

No.	問	回答
10	交付申請額について、補助対象経費をどう計算するのか教えてください。	交付申請額は、事業者が計上した補助対象経費に2/3を掛け合わせた金額から、千円未満を切り捨てた金額となります。ただし、補助上限の50万円を超える場合は50万円が交付申請額となります。また、パソコン・タブレットやHPなど、経費の区分によって補助対象経費の上限を定めているものがありますので、ご注意ください。
11	何件くらいの採択を予定しているのか	400件程度を想定しています。ただし、予算額に達し次第、公募を終了しますので、ご注意ください。
12	過年度に小規模事業者デジタル化支援推進事業費補助金の申請をしたが、再度申請可能か	事業者により異なります。過年度に小規模事業者デジタル化支援推進事業費補助金の交付を受けた（補助金を受領した）事業者は再度申請することはできません。過年度に不採択となった事業者や、交付決定を受けても、補助金を受領していない（補助事業の廃止、交付決定の取消し）となった事業者は申請可能です。
13	中小企業生産性向上促進事業費補助金の申請をしているが、申請できるか	申請可能です。ただし、同一事業で両方採択を受けた場合は、どちらか一方を取り下げてください。
14	国の補助金で●●の経費を申請しており、県の補助金で□□の経費を申請するつもりだが、同一経費に該当するか？	同じ内容の事業にかかる経費であれば、経費が異なる場合でも「同一内容の事業」に該当します。こちらでは同一内容の事業であるかどうか、このお電話で判断することは出来ませんので、ご提出いただいた書類を審査したうえでの判断となります。
15	県外に本社があるが申請できるか	申請時点で神奈川県に実態のある事業所があり、県内で行う事業であれば申請可能です。
16	導入した機器を県外で使用するが、申請できるか	申請できません。県内で行う事業のみが対象となります。
17	事業を始めたばかりだ（これから始めたい）が申請できるか？	申請できません。令和7年4月1日までに事業を始めている事業者が対象となります。
18	法人を設立したのは令和7年4月2日以降だが、個人事業主として令和7年4月1日以前に創業していた場合は申請できるか。	申請可能です。法人の決算書に加えて個人事業主としての確定申告書を添付してください。

No.	問	回答
19	特定非営利活動法人だが、申請は可能か。	<p>(ア) (イ) の要件を満たす場合に限り、補助対象となり得ます。なお、同要件を満たす特定非営利活動法人の「常時使用する従業員の数」の適用業種は「その他」として、「製造業その他」の従業員基準（20人以下）を用います。</p> <p>(ア) 法人税法上の収益事業（法人税法施行令第5条に規定される34事業）を行っていること。なお、収益事業を行っていても、免税されていて確定申告書の提出ができない場合は補助対象外です。</p> <p>(イ) 認定特定非営利活動法人でないこと。</p>
20	いつから申請できるのか	4月15日（水）より申請可能です。
21	いつまで申請できるのか	9月30日（水）までとなります。ただし、先着順で受け付け、予算に達し次第公募を終了しますので、お早めにご申請ください。
22	申請すれば補助金がもらえるのか	申請された内容について、審査を行ったうえで補助金の交付、不交付を決定します。申請すれば必ず補助金がもらえるものではありません。
23	申請したらシステムを導入してよいのか	してはいけません。補助対象となるのは、交付決定日から令和9年1月31日（日）までの間に発注、契約、納品、支払い等を行ったもののみとなります。必ず交付決定後に導入してください。
24	先着順とのことだが、すぐに募集が終了することもあるのか	予算に達し次第終了します。申請状況はホームページに掲載しますので、そちらをご確認ください。
25	電子申請システムは誰でも使えるのか	<p>電子申請する際には、「利用者登録」又は「GビズID」が必要になります。利用者登録にはメールアドレスが必要になります。次の申請フォームから、申請及び利用者登録することができます。</p> <p>申請フォーム：  <a href="https://dshinsei.e-kanagawa.lg.jp/140007-u/offer/offerList_detail?tempSeq=120901">https://dshinsei.e-kanagawa.lg.jp/140007-u/offer/offerList_detail?tempSeq=120901</a></p>
26	電子申請システムの使い方がよくわからないが教えてもらえるか。	<p>こちらのページから、ご利用までの流れと注意事項等をご確認ください。問合せ先もごさいます。</p> <p><a href="https://dshinsei.e-kanagawa.lg.jp/help/PREFKN/portal/contents/firstTimeUse.htm">https://dshinsei.e-kanagawa.lg.jp/help/PREFKN/portal/contents/firstTimeUse.htm</a></p>
27	電子申請できない場合はどうすればよいか。	郵送で受け付けます。ただし、受け付け順は電子申請の後になります。消印が押印される方法でご郵送ください。

No.	問	回答								
28	郵送の場合はどこにおくればよいのか	〒231-8588 横浜市中区日本大通1 商業流通課小規模デジタル補助金班 宛 にお送りください。								
29	書き方について、事務局に伺って相談したい。	公平性の観点から、個別にアドバイスをすることは出来ません。なお、審査は書類審査のみで実施しているため、訪問されたとしても対応はできません。								
30	審査の流れはどのようなものか	要件審査及び事業計画審査を行い、加点対象事業者に加点を行った上で、採択事業者を決定します。その後、採択者には交付決定通知が送付されるので、交付決定通知が手元に届いてから事業に着手いただくという流れとなります。								
31	要件審査とはどのようなものか	申請者が補助対象か、補助要件を満たしているか、必要な書類が足りているのか、など申請にあたっての基本的な要件を満たしているかを審査するものです。 詳細は公募要領の15ページをご覧ください。								
32	事業計画審査とはどのようなものか	様式1-3事業計画書の内容について、自己分析が適切になされているか、事業計画は妥当か審査するものです。 詳細は公募要領の15ページをご覧ください。								
33	労務管理システムを28万円（税抜）で、パソコンを20万円（税抜）で、ホームページを25万円（税抜）で、それぞれ導入したいが、この場合の申請可能額はいくらか	全ての経費の合算額は73万円ですが、パソコンとホームページはそれぞれ15万円までが補助対象経費（補助上限10万円）となるため、このケースでの補助対象経費は58万円（労務管理システム28万円、パソコン15万円、ホームページ15万円）となります。この58万円に補助率2/3を掛けて補助金申請額を算出すると、38.6万円が申請可能となります。 （計算式） 58万円×2/3=38.6万円（千円未満切り捨て）								
34	システムの月額利用場合は、補助対象経費はどのように算出するのか	事業実施期間分のみ対象となります。ただし、使用日数が1月に満たない月は日割となります。例えば、月単価1万円（税抜）の利用料を11月15日付で契約し、料金を事業実施期間内に3か月分（11月～1月分）を支払い、補助事業完了日が令和9年1月31日（日）の場合は、2か月と17日間分が対象となり、2か月分2万円と、1万円÷31日×17日=5,483円の、合計25,483円が補助対象となります（円未満切り捨て）。 ※無料期間があれば、その期間分は控除します。  <table border="1" data-bbox="745 1294 1223 1441"> <thead> <tr> <th>期間</th> <th>対象経費</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>11月15日～12月14日</td> <td>10,000円</td> </tr> <tr> <td>12月15日～1月14日</td> <td>10,000円</td> </tr> <tr> <td>1月15日～1月31日</td> <td>5,483円</td> </tr> </tbody> </table>	期間	対象経費	11月15日～12月14日	10,000円	12月15日～1月14日	10,000円	1月15日～1月31日	5,483円
期間	対象経費									
11月15日～12月14日	10,000円									
12月15日～1月14日	10,000円									
1月15日～1月31日	5,483円									